

「日本風景街道」有識者懇談会
規 約

(名称)

第1条 この懇談会は、「日本風景街道」有識者懇談会（以下「懇談会」という。）という。

(目的)

第2条 懇談会は、日本風景街道の今後の活動を活性化・発展させるための方策について検討することを目的とする。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、別紙のとおりとする。

2 委員の任期は、懇談会の検討が終了するまでの間とする。

(委員長)

第4条 懇談会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。

3 委員長は、懇談会の議長となり、議事の進行にあたる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、道路局環境安全・防災課が行う。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第7条 懇談会は原則として公開とする。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この規約は平成30年4月1日から有効とする。